

副食費に関するQ&A【保育園・認定こども園向け 国FAQ抜粋】

No.	国No.	事項	問	答
1	161	施設が徴収している経費の取扱	<p>保護者から徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、施設等利用費の対象になりますか。</p> <p>また、特定教育・保育施設における食材料費については、認定区分間で負担方法が異なっていますが、取扱いを見直すのですか。</p>	<p>保護者から施設が徴収している教育・保育において提供される便宜に要するこれらの経費は、無償化の対象とはなりません。</p> <p>また、特定教育・保育施設における食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設からの徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持します。</p> <p>具体的には、幼稚園・保育所等の3歳から5歳までの子供の食材料費については、主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とします。ただし、生活保護世帯やひとり親世帯等については副食費の免除を継続するとともに、免除対象者の範囲を年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。また、新制度の対象とならない幼稚園においても、同様の負担軽減を図ることとします。</p> <p>なお、無償化の対象範囲が市町村民税非課税世帯までに限られる教育・保育給付第3号認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとしています。</p>
2	162	施設等利用費の対象外経費	<p>施設等利用費の対象外経費として、子ども・子育て支援法施行規則第二十八条の十五第五号において、「特定子ども・子育て支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定子ども・子育て支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、施設等利用給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの」とありますが、具体的にどのようなものが想定されますか。</p>	<p>御質問の費用は、特定子ども子育て支援そのものに要する費用ではなく、当該支援において提供される便宜に要する費用であり、例えば記念写真代、保護者会費といった経費が考えられます。</p>
3	163	副食費の徴収	<p>副食費を施設が徴収することとする趣旨は何でしょうか。</p>	<p>食材料費については、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であることから、現行制度においても、保護者が負担することが原則であると従来から整理しており、基本的に施設からの徴収又は保育料の一部として保護者にご負担いただいています。</p> <p>幼児教育・保育の無償化にあたり、「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会」の報告書(平成30年5月)において「保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。」とされたことを受け、教育・保育給付第1・2号認定子どもの主食費・副食費ともに施設による徴収を基本とすることとしました。</p> <p>なお、無償化の対象範囲が市町村民税非課税世帯までに限られる教育・保育給付第3号認定子どもについては、現行の取扱いを継続することとしています。</p>
4	164	副食費の徴収	<p>幼児教育・保育の無償化の実施後、私立の認可保育所における食材料費の支払いはどのように変わりますか。</p>	<p>私立認可保育所を利用する教育・保育給付第2号認定子どもの副食費については、これまで市町村が保育料の一部として徴収していましたが、今後は、教育・保育給付第2号認定子どもの主食費と同様に、施設が利用者から直接徴収することになります。</p>

No.	国No.	事項	問	答
5	165	低所得者世帯への配慮	副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得者世帯へは配慮がされるのですか。	<p>教育・保育給付第2号認定子どもの副食費が施設からの徴収となることに伴い、低所得世帯等については、負担が増えないよう公定価格上の加算を設けるとともに、副食費を免除することとします。具体的には、現在、保育料が無償である生活保護世帯やひとり親世帯等(※)について、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続します。さらに、免除措置の対象範囲を、年収360万円未満相当の世帯まで拡充します。これにより、年収360万円未満相当の世帯の全ての子供及び全所得階層の第3子以降の子(多子のカウント方法はこれまでと変わりません。)が免除の対象となります。</p> <p>※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児・その他市町村長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者がいる世帯の一部の子及び全ての世帯の第3子以降の子</p>
6	166-7	副食費の徴収	副食費の設定金額等について、事前の説明や保護者の同意の手続を令和元年10月までに各施設で必ず行わなければならないのですか。	<p>副食費の取扱いの変更は全体として、現在の主食費の取扱いの違いや今後の副食費の負担軽減に係る単独事業の見込みも含め、保護者への周知・説明を丁寧に行うことを想定しており、令和元年10月に向けた対応としては、国の目安額から著しく乖離した設定金額とするような場合に限り、各施設の責任において説明・同意手続を行うことで足りると考えています。なお、令和2年度の入所申込みに向けては、入園の手引き等による重要事項説明に反映し、事前手続を適切に行ってください。</p>
7	169	副食費の徴収額	副食費の施設による徴収額は施設によって異なると思いますが、一律に4,500円になるのですか。それとも施設ごとに任意の金額を徴収してよいのでしょうか。	<p>副食費の徴収額は、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなります。</p> <p>この際、これまで教育・保育給付第2号認定子どもの副食費は、公定価格において積算し、保育料の一部として保護者に月額4,500円の負担を求めてきた経緯があります。質の担保された給食を提供する上では一定の費用を要するものであり、今後施設で徴収する額を設定するにあたっては、この月額4,500円を目安とします。</p>
8	170	特別食の提供に係る徴収	アレルギーのある児童への除去食や代替食等による対応に要する費用については、別に徴収することが可能なのでしょうか。	<p>副食費の徴収額については、施設の子どもを通じて均一とします。アレルギー除去食等の特別食を提供する子どもについても、他の子どもと異なる徴収額とする必要はありません。</p> <p>なお、特別食の提供に係る費用のうち人件費等は食材料費には当たらず、給付費の中で措置されているため、保護者に負担を求めることはできません。</p>
9	171	副食費の徴収	児童の欠席や一定期間休園などの場合は、副食費の徴収はどうすればよいのですか。	<p>副食費の徴収額は、月額を基本とします。ただし、土曜日に恒常的に施設を利用しない者や長期入院のような、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、徴収額の減額等の対応を行うことが考えられます。</p> <p>なお、月途中の退園や入園の場合には、施設型給付費や地域型保育給付費と同様に、日割り計算等の減額調整を行って差し支えありません。</p>

No.	国No.	事項	問	答
10	171-2	副食費の徴収	教育・保育給付第2号認定子どもの副食費について、土曜日の利用者が少ない場合には、月曜日～金曜日までの基本単価として、土曜日分を加算という形で徴収することが出来ますか。	副食費の徴収額は月額を基本としますが、土曜日等、特定の日に恒常的に施設を利用しない者のように、施設があらかじめ子どもの利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能である場合には、日数を考慮するなど、利用者間で不公平が生じない仕組みであれば、国として妨げるものではありません。
11	171-3	副食費の徴収	保育所で3歳以上児と3歳未満児の副食材料を一括して購入している場合、実費徴収の範囲をどのように考えればいいですか。	平均的な食事の人数や提供量を考慮して按分するなど、合理的な方法によって算定していただければ問題ありません。
12	171-4	副食費の徴収	市町村が副食費の額について指導等を行うことができますか。	特定教育・保育施設が保護者から支払いを受けることができる費用については、運営基準第13条に位置づけられており、これ以外の費用の支払いを受けることはできません。このため、実際に食事の提供に要する費用よりも多額の費用を恒常的に施設が受け取っている場合には、指導等の対象となります。 また、副食費の額等については、同条第6項において、施設が認定保護者に書面で説明し同意を得ることとされているため、これに違反している場合にも指導等の対象となります。
13	171-5	副食費の徴収	認定こども園で、副食費の額について、教育・保育給付第1号認定の子どもと教育・保育給付第2号認定の子どもで取扱い(徴収額)を変えて良いですか。	公定価格・保育料内訳の経緯のない教育・保育給付第1号子どもについては、4,500円という目安をお示しするものではなく、教育・保育給付第2号子どもの目安をそのまま適用するものではありませんが、両者の公平性の観点から、施設の事情に応じて対応することが求められます。例えば、同じ自園調理で同じ献立で提供されている給食なら、同額が望ましいと思われる一方、教育・保育給付第1号子どもは外部搬入、教育・保育給付第2号子どもは自園調理で中身も異なる給食なら、設定金額が異なっても差し支えなく、施設において保護者に丁寧に説明すべき事柄となります。
14	172	免除対象者の届出制について	特定教育・保育施設等における副食費の徴収の免除対象者について、市町村において免除対象者の条件を周知した上で、免除対象者が免除の申請を行った場合のみ市町村民税課税額や兄弟構成を調査し、免除対象者として認めるといった手法をとることは差し支えありませんか。	特定教育・保育施設等における副食費の徴収免除対象者は、本来は免除の対象者の要件を満たしているのに、申請がないことによって徴収の免除対象者にならない方が出ることを防ぐため、市町村が課税状況や兄弟構成を調査の上決定するもので、申請によるものではありません。
15	173	副食費の税更正への対応	副食費の免除対象者の判定は、判定後の税更正により市町村民税所得割課税額が変更になり、対象者でなくなったりあるいはその逆も考えられます。市町村はこうした税更正への対応をどのようにしたらよいでしょう。	国の給付額の精算基準としては、市町村が税の更正が分かった日の属する月の翌月から、更正された税額により徴収の免除対象者かどうかを判断することとし、遡及は行いません。 なお、市町村の判断で、当該年度分は遡及して適用するなどの取扱いをすることは妨げませんが、国の給付額の遡及は行いません。

No.	国No.	事項	問	答
16	174	副食費に含まれるもの	副食費の範囲はどこまでなのでしょう。おやつ代、牛乳代、お茶代、調理員の人件費、調理器具の減価償却費、水道光熱費などは含まれるのでしょうか。	施設が徴収する副食費は副食の食材料費であり、具体的にはおやつや牛乳、お茶代を含みます。なお、調理員等の人件費、厨房設備等の減価償却費、水道光熱費は含みません。
17	179	副食費の加算額	特定教育・保育施設等における副食費の施設による徴収の免除対象者分については、公定価格において新たな加算を設けるとのことですが、施設や事業によって徴収金額が異なったり、弁当持参の日がある施設・事業が存在する中で、新たな加算については均一の単価が設定されるのでしょうか。	新たな加算については、各施設における設定金額にかかわらず、次の単価について、児童の居住する市町村が各施設に通知した免除対象者の数に応じて請求・支給することを基本とします（告示及び通知を改正予定）。 ・教育・保育給付第1号認定子ども…月額4,500円×（当該月における給食実施日数÷基準日数） ※給食実施日数は、希望する子ども全員におかずを提供できる体制をとっている日に限る。基準日数は検討中。 ・教育・保育給付第2号認定子ども…月額4,500円
18	180	副食費と加算の差額について	教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になるとのことですが、副食費の施設による徴収月額がこれを超える場合、免除対象者は加算の月額4,500円を超える部分を負担しなければならないのでしょうか。	今回の幼児教育無償化に伴う、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準第13条の改正により、副食費の免除対象者について、食事の提供に要する費用の徴収を行うことは出来ないこととしています。
19	181	副食費と加算の差額について	教育・保育給付第2号認定子どもについて、副食費免除対象者分の公定価格上の加算は月額4,500円で固定になり、副食費の施設による徴収月額がこれを超える場合に、免除対象者からは超過分を徴収できないということですが、超過分については施設が負担することとなるのでしょうか。	保育所等において、副食材料費が月額4,500円を上回る場合であっても、幼児教育・保育の無償化実施前であれば公定価格から月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、施設等の運営費の中から捻出していると考えられます。したがって、幼児教育・保育の無償化実施後、副食費免除対象者分について、新たに創設する加算による月額4,500円の給付を受け、これを上回る部分は、これまでと同様に施設等の運営費の中から捻出できると考えられます。
20	184	施設等における副食費徴収に係る事務費補助について	副食費の施設による徴収に伴い、特定教育・保育施設等に新たな業務が発生したり、業務システムの改修が発生する場合も想定されますが、施設において必要となる費用については、補助金等の制度はあるのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営においては、これまでも内閣府令により上乗せ徴収や実費徴収を認めていることから、副食費の徴収事務は、基本的にこれまで施設・事業において実施してきた上乗せ徴収・施設による徴収事務の中で実施するものであり、事務費補助金制度を設ける必要があるものと考えてはおりません。

No.	国No.	事項	問	答
21	185	副食費の滞納債権整理について	副食費の施設による徴収について、未納者が発生した場合など、滞納債権管理については施設・事業者が対応するのでしょうか。	特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営においては、これまでも内閣府令により上乗せ徴収や施設による徴収を認めており、滞納が発生した場合においても施設・事業者が対応してきたものであることから、副食費についても同様の取り扱いとするものです。
22	186	市町村による徴収	私立の教育・保育施設及び特定地域型保育事業において、教育・保育給付認定子どもの副食費を施設・事業者が徴収するのではなく、市町村が代わりに徴収するなどの対応はできますか。	まず、市町村による副食費徴収に関する支援としては、利用調整の実施者としての立場からの関与と、児童手当受給者である利用者に対する、受給者の申出に基づく児童手当からの徴収が考えられます。 前者については、市町村は利用者の希望を踏まえて利用調整を行います。利用者が副食費を滞納する場合には、経済的な理由のほか、保護者と施設の間での意思疎通や信頼関係が、何らかの理由で損なわれている等の事情が生じているものと考えられます。このため、利用調整の実施者である市町村は、副食費の滞納がある保護者から事情を聞き、その理由や改善策、利用継続の可否等を検討することが求められます。 このプロセスの中で、滞納している副食費についても保育所への支払いを促すこととなります。 (地方自治法第235条の4第2項において、「債権の担保として徴するもののほか、普通地方公共団体の所有に属しない現金または有価証券は、法律または政令の規定によるものでなければこれを保管することができない」とされていることから、市が施設に代わって徴収することはできません。)
23	190	第2号認定子どもの副食費徴収対象者の範囲	副食費を施設が徴収する第2号認定子どもとは、満3歳以上は全て対象なのですか。それとも2歳児クラス在籍中は第3号と見なしている場合は、3歳児クラスに進級してからが徴収の対象となるのでしょうか。	第2号認定子どものうち、満3歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの期間にある子どもについて、子ども・子育て支援法施行令では「特定満3歳以上保育認定子ども」と定義しており、同施行令第4条～第13条第2項において、「特定満3歳以上保育認定子ども」の施設型給付費に係る利用者負担額(保育料)の上限は、満3歳未満の保育認定子ども(第3号認定子ども)と同じ取り扱いとしており、幼児教育・保育の無償化は、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した第2号認定子どもが対象となることから、副食費の施設による徴収も、これと同様の取り扱いとなります。
24	191	食材料費関係	副食費は、第3号認定子ども(第19条第1項)は施設による徴収の対象者ではないとのことですが、満3歳になった日から最初の3月31日を迎えるまでの第2号認定子どもは含まれるという理解で良いでしょうか。	御指摘の年齢層を「特定満3歳以上保育認定子ども」と呼びますが、施行令で保育料(保護者負担額)を定めますので、副食費は施設による徴収の対象外になります。
25	192	副食費免除対象者の決定・通知	市町村が副食費の免除対象者を選定する事務や、免除対象者であることを通知する行為は、法令で市町村が行う行政処分という理解で良いでしょうか。	子ども・子育て支援法施行規則第7条の改正により、市町村は認定保護者と施設・事業者に対して副食費の免除に関する事項を通知することとなります。

No.	国No.	事項	問	答
26	192-4	公定価格	ミルク給食のみを実施している場合も公定価格の加算の対象となりますか。	ミルク給食のみの実施の場合には加算の対象とはなりません。
27	192-5	副食費の金額	副食費について、一律に4500円にするなど、統一的な取扱いを市が決めることはできますか。	副食費の徴収額については、それぞれの施設において、実際に給食の提供に要した材料の費用を勘案して定めることとなりますので、献立等の提供内容を勘案せずに単純に一律の金額を決めることはできません。なお、関係団体等も同様に、一律に金額を決めることはできません。
28	192-6	副食費の金額	副食費について、目安として示されたとしても、実際に提供する際には4500円丁度というわけにはなりません。毎月徴収額を変えるということですか。過不足があった場合には返金、追加徴収するのですか。	徴収額設定は施設と利用者間で決めるものですが、毎月徴収額を変更しなければならないものではありません。過不足があった場合には、返金や追加徴収をしなければならないものではありませんが、行うことを妨げるものではありません。
29	192-11	保護者の同意について	利用者負担の変更(保育料無償化・副食費施設による徴収化)に伴い、保護者への新たな重要事項説明・同意が必要とされる中で、自治体によっては、使用料条例の改正が令和元年9月となるため、議決後、利用開始までに説明・同意を得るための十分な時間が確保できない状況が生じ得ます。そのため、現在利用中の保護者に限り、利用者負担の変更(重要事項説明書改正の概要)を記した文書を一齐送付し、保護者が受け取った後に利用継続があった時点で同意があったものとみなす方向で検討していますが、そのような運用は可能でしょうか。	特定教育・保育施設は、その利用を開始する前には、食事の提供の費用に関する事項等について、重要事項説明書を交付して説明を行い、保護者の同意を得ることと規定されていますが、その同意は文書によらずとも良いことされています。その上で、10月時点の在園者については、各施設において、在園者に対する説明・同意の手続が必要となります。ただし、重要事項説明書を修正して交付することまでは不要と考えており、例えば、おたより、説明会等で適切にご対応ください。また、10月以降の入園(予定)者については、重要事項説明書を修正して副食費の徴収等について記載し、保護者へこれを説明して交付・説明し、同意いただくことが必要となります。
30	192-13	公設民営園における副食費の徴収	指定管理による公設民営園として保育所を運営していますが、副食費の徴収権者は、園か市町村かどうかでしょうか。	指定管理による運営の場合は、副食費については施設の債権として整理されるため、園による徴収となります。